

国海查第189号の2  
平成30年8月23日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会会長  
木下 和彦 殿

海事局検査測度課長

重富 徹



### 極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の整備に必要なテスターの取り扱いについて

極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(以下「EPIRB」という。)には、浮揚型と非浮揚型があり、その機能としてロングメッセージを採用しているものとショートメッセージを採用しているものの2種類があります。このうち、前者の機能を有する EPIRB の整備を行うためには専用のテスターが必要となります。

今般、GMDSS 設備のサービス・ステーション(以下「SS」という。)の証明を受けている事業者が当該専用のテスターを所持していない場合であっても、この専用のテスターを製造者から借り入れて整備を行う場合は、下記に掲げる内容を満たしていることを条件として、船舶検査の方法附属書 H 別記 4「施設等の基準」の 3.2(7)に掲げるテスターを備えているものとして取り扱うことと致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 貸借協定の締結

SS とテスターの製造者が、以下の内容を含むテスターの貸借に関する協定を締結していること。

- (1) 貸借するテスターの名称、型式、メーカー名及び製造番号
- (2) 貸借するテスターの整備・校正の責務者
- (3) 協定の有効期限

##### 2. 貸借協定の届出

SS が1. の協定により借り入れたテスターを用いて整備を行う場合は、SS の証明を受けた管海官庁に当該協定書を添えて事前に届け出ていること。

##### 3. テスターの管理

テスターを借り入れた期間を記録していること。